

自治会が活用できる支援・制度一覧（行政編）

○東京都地域の底力発展事業助成

【概要】

地域活動の担い手である町会・自治会の皆さんが行う**地域の課題を解決するための取組を推進し、「地域力」の向上を図る事業**に対して、東京都が助成をおこなうものです。
年4回の募集があります。

【内容】

【対象事業】	【補助限度額】
①地域の課題解決のための取組	◎自治連協で ⇒200万円
②都が取り組む特定施策推進につながる取組	◎自治会連合会で ⇒100万円
1) 防災・節電活動	◎ 単一自治会 で ⇒ 20万円
2) 青少年健全育成活動	
3) 高齢者等の見守り活動	
4) 防犯活動	
③複数の 単一自治会 が共同実施する地域課題解決のための取組【共同】	◎ 複数の単一自治会 で ⇒ 50万円
④ 単一自治会 が他の団体と連携して実施する地域の課題解決のための取組【連携】	◎ 単一自治会 で ⇒ 30万円

最新の「地域の底力発展事業助成」ガイドラインに沿って申請が必要です。
※市協働推進課あるいは、[東京都のホームページ](#)より「地域の底力発展事業助成」ガイドラインを入手しましょう。

○地域の課題解決プロボノプロジェクト

【概要】

町会・自治会の抱える課題やニーズに対応する、経験・スキルをもつボランティアのチームを編成します。このチームは、町会・自治会の意見を踏まえながら、2か月程度の間で課題解決につながる具体的な取組を実施します。
詳細は[プロボノプロジェクトのホームページ](#)をご確認ください。

○行政協力謝礼金

【概要】	市の発行する印刷物の回覧、配布等を行います。 行政への協力に対し行政協力謝礼金が支払われます。 (協力を開始していただける時期により、金額が異なります。)		
【内容】	書類提出期間	4月1日～5月31日 6月1日～12月31日	1世帯につき年額200円 1世帯につき年額100円
担当部署 問い合わせ先	協働推進課 参加協働推進係 市役所8階 ☎481-7036		

○自治会等施設設置事業助成金

【概要】	自治会及び自治会連合会の自治会等施設の新築、増築・改築、修繕に対して助成いたします。		
【内容】	【助成の金額】 <ul style="list-style-type: none">・工事費：事業に係る工事に要した費用額（消費税相当額を除く）の100分の65・新築：限度額600万円・増築、改築及び修繕：限度額300万円・申請：事業実施の前年度（8月末日まで）に申請書を提出 ※修繕について過去に助成を受けたことがある場合は、3年以上が経過していること。 ※助成基準については、「自治会ガイドライン」3頁参照		
担当部署 問い合わせ先	協働推進課 参加協働推進係 市役所8階 ☎481-7036		

○防災市民組織

【概要】

震災から地域社会を守るために自治会等を単位として、市民が自主的に結成した組織である防災市民組織の育成及び充実を図り、もって市民の防災意識の高揚と市民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

【内容】

- 【結成時補助金】
- ・ 500世帯以下 45,000円
 - ・ 501世帯以上 世帯数×90円
- 【結成後補助金】
- ・ 1 防災市民組織につき年間 30,000円

担当部署

総合防災安全課 防災係

問い合わせ先

たづくり西館3階

☎481-7346・7

○防犯パトロール活動支援用品の貸与

【概要】

地域住民が力をあわせ、防犯活動を積極的に行っていることをアピールするための用品を貸出します。

【内容】

- 【貸与用品】
- 防犯パトロール
- ・ 防犯ベスト ・ 腕章 ・ 防犯ブザー付防滴ライト
 - ・ 信号灯点滅式電灯 ・ 防犯笛 ・ 自転車カゴプレート
 - ・ 防犯キャップ
- 愛犬との散歩の時間を活用したわんわんパトロール
- ・ トートバッグ ・ バンダナ（小・大）
 - ・ わんわんパトロールスウィングボーン（緑・白・黄）
 - ・ わんわんパトロールリード標
- 【申 込】 随時・通年

担当部署

総合防災安全課 生活安全係

問い合わせ先

たづくり西館3階

☎481-7547

○調布市避難行動要支援者避難支援プラン

【概要】

震災や台風災害・豪雨災害等により、居宅からの避難が必要な場合、避難に困難を伴う方々を支援するための仕組みです。調布市が予め調査した避難困難者の名簿を、協定を結んだ自治会に毎年度交付し、いざ災害発生時の避難行動支援に役立てようとする仕組みです。

【内容】

対象となる要支援者は下記の方々と、調布市に個人情報提供に同意されている方々です。

高齢者	① 75歳以上の一人暮らし又は75歳以上のみの世帯の者 ② 介護認定区分が要介護1又は2で、一人暮らし又は同居の家族が75歳以上の者 ③ 介護指定区分が要介護3～5の者
障害者	① 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている者、視覚障害・聴覚障害4～6級の身体障害者手帳の交付を受けている者 ② 愛の手帳の交付を受けている者 ③ 精神障害者保健福祉手帳1～2級の交付を受けている者
その他支援を必要とする者	自ら支援を希望する者等、名簿への掲載を求める者の中で、市長が必要と認める者

提供された対象者名簿を基に個別支援計画を作成するなどして、各団体毎の要支援者避難の計画を作成します。但し、この制度は避難支援行動の義務化・強制化を伴うものではなく、災害発生時の各団体の可能な範囲での善意の行動を期待するものです。

調布市と協定を結んだ自治会には、救助用資器材（担架、車椅子、レスキューセットなど）購入を目的として、協定締結時当該団体に所属する世帯数に応じ下記の補助金が交付されます。

200世帯以下の場合 3万円

201世帯以上333世帯以下の場合、対象世帯数に150円を乗じた額

334世帯以上の場合 5万円

ただし、要した経費がこの金額に満たないときは実費補助とします。

担当部署

福祉総務課

問い合わせ先

市役所3階 ☎481-7101・2

○花いっぱい運動事業

【概要】

地域の緑を豊かにすることを目的に緑化活動を進める市内の地域グループに対してその活動に要する経費を一部補助

【内容】

【対象グループ】 2名以上でかつ半数以上が市内在住

【活動場所】

○市内の歩道や公園など

○誰もが草花等を観賞できる市内の民有地（道路に面する敷地など）

※1 活動場所の面積が3.3平方メートルを超えること

※2 活動場所の所有者又は管理者から承諾を得ていること

【補助対象】

・草花の苗，種子，球根，花が咲く樹木の苗。肥料，土壤改良剤等。スコップ等の器具

・花壇等（新設，増設，修繕に要する経費），プランター等

【補助金の限度額】 活動場所の面積が、

▶ 3.3平方メートル～ 35平方メートル ⇒ 6,000円

▶ 35平方メートル～105平方メートル ⇒ 10,000円

▶ 105平方メートル～200平方メートル ⇒ 15,000円

▶ 200平方メートル～300平方メートル ⇒ 20,000円

▶ 300平方メートル～ ⇒ 20,000円 + X

担当部署

緑と公園課 みどりの推進係

問い合わせ先

市役所8階

☎481-7083

○資源物地域集団回収事業

【概要】

市民の資源循環への自主的な取組を推進するため、集団回収を実施している団体に奨励金を交付

【内容】

【対象】

子ども会、自治会、管理組合など概ね 20 世帯以上が加入する団体

【対象品目】

新聞、雑誌、古布、段ボール、カン、ビン、紙パック

【奨励金】

回収量 1kg あたり 8 円を市から交付します。

担当部署

ごみ対策課 減量対策係

問い合わせ先

クリーンセンター

☎042-306-8781

○地域美化活動の支援

【概要】

市内団体が自主的に実施する公共の場所の美化活動に対し、ごみ袋の提供、清掃用具の貸出しなどを実施

【内容】

【対象場所】

市内の公共施設等（道路、公園、河川、水路など）

【内容】

ごみバサミの貸し出し、ごみ袋の提供、ごみの回収等

【申込】

実施日の 2 週間前までに申請書を提出。活動終了後、報告書提出

担当部署

環境政策課 生活環境係

問い合わせ先

市役所 8 階

☎481-7087

○自治会掲示板

【概要】

地域内の情報伝達手段としての掲示板設置等

【内容】

自治会掲示板の設置・修繕・移設・撤去等（市が設置した物について）
・申請書を提出します。
（私有地に設置する場合は、土地所有者の承諾が必要です。）
※協働推進課発行「自治会ガイドライン」14～23頁参照

担当部署

協働推進課 参加協働推進係

問い合わせ先

市役所8階 ☎481-7036

○生涯学習出前講座

【概要】

生涯学習活動の支援の一環として、市民の皆さんが主催する学習会などの集会に市の職員や企業・大学等の協力団体が出向き、それぞれの事業のご案内や専門知識等を活かしたお話をします。

【内容】

【対象】

原則として、市内に在住、在勤、在学しているおおむね5人以上で構成されたグループ、団体

○市役所編

市の職員が日頃行っている仕事や事業、制度などについてお話する講座で、各分野の担当職員が専門知識をいかしてお話します。子ども向けにわかりやすくお話する「子ども向け講座」もご用意しています。

○協力団体編

企業、官公署、大学、市民団体等に協力いただき、実施する講座です。

「企業・官公署等編」・「博物館編」・「大学編」・「見学編」・「市民出前講座編」・「出前ボランティア講座編」があります。

担当部署

文化生涯学習課 文化生涯学習係

問い合わせ先

市役所8階 ☎481-7745

自治会が活用できる支援・制度一覧（社協編）

〇社協ってなに？

自治会の皆さまをはじめとした地域の住民、ボランティア、民生児童委員、福祉施設や団体など、様々な関係者の皆さんの参加により、「いつまでも住みつづけたいと思うまちづくりをめざして」活動しているのが調布市社会福祉協議会（社協）です。

ご近所同士が気軽に集えるサロンづくり、一人暮らし等の高齢の方を対象とした会食やお話相手等の見守り事業、住民同士の交流の機会となる小地域交流事業、冬の風物詩となった福祉まつりなど、住民の皆さんの主体的な参加、協力による事業をたくさん展開しています。

そのほかにも、ボランティア支援、手話講習会や福祉の専門研修などの学ぶ機会の提供、施設支援を含めた障がいのある方、高齢の方、子ども・若者のためのサービス提供や生活上の困りごとの相談など、幅広い活動を通して福祉のまちづくりを進めています。

また、毎年自治会の皆様にもお願いをしているちょビット協力金（社協会費）、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい運動の募金活動を通じ、地域福祉の向上に必要な財源を地域の皆さまが支えてくださっています。

調布市社会福祉協議会
[公式ホームページはこちらから！](#)



○募金活動事務手数料還付

【概要】	社協のちょビット協力金（会費）、赤い羽根共同募金、歳末たすけあいの会費や募金を集めていただいた事務手数料を還付いたします。（赤十字会員募集も同様です。）
【内容】	【対象】 ・集めて納入した自治会 【還付額】 ・納入した金額の9パーセント

○機材の貸出

【概要】	地域のイベント・会議などで必要な機材を貸し出します。
【内容】	【貸与用品】 ・テント ・パネル ・ブルーシート ・ポップコーン機 ・輪投げセット など ・ワイアレスマイク ・プロジェクター ・スクリーン

○ひだまりサロンの立ち上げ支援

【概要】	ご近所や地域の皆さんで、お茶や食事などの活動を通して楽しい時間を過ごす。そんな空間づくりのお手伝いをします。
【内容】	・立上げ費、活動費、会場費の一部を助成 ・サロン運営に関する情報提供 ・活動に係る方々の保険加入の負担

○高齢者の見守り

【概要】

ひとり暮らし高齢者等の見守り（安否確認）と交流を目的としていろいろな事業を実施しています。

【内容】

- ・電話で訪問
 - ・ボランティアの方が訪問
 - ・ヤクルトレディさんが訪問
 - ・地域福祉センターでの会食等
 - ・小学校内専用ルームでの会食、趣味活動等
- ※日頃、人と話す機会が少ない方、ひとり暮らしが不安な方、ご利用いただけます。

○福祉の事なら何でも相談

【概要】

社協では、「地域福祉コーディネーター（CSW）」及び「地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）」を配置しています。地域福祉コーディネーターは、生活上の悩みや困りごとを抱える方や制度の狭間で苦しんでいる方などに対し、様々な機関や団体、地域住民の方たちと連携しながら解決を目指します。また、地域のあったらいいなを実現するお手伝いや、新たな支え合いの仕組みづくりやネットワーク構築に向けた取組を行っています。



[詳しくはこちら](#)



[詳しくはこちら](#)

地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）は、高齢者などが住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていけるよう、日常生活上の生活支援体制の充実・強化を図るとともに、介護予防や健康づくり、生きがいづくりの機会を創出し、地域における生活支援サービスの多様な担い手の育成を図ります。